

# 富山県成年後見制度に関する担い手の育成方針

富山県厚生部厚生企画課  
令和8年3月策定

## 1. 目的

県は、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援を推進し、県民が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制、かつ成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に制度を利用できる体制を、市町村、地域の関係者・関係機関と協働し、権利擁護支援等の担い手の確保・育成等を推進する。

## 2. 目標

判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせた適切な権利擁護支援、後見人等の選任・交代が可能となるよう、多様な主体が権利擁護支援の担い手として存在し、活躍できるよう幅広く取り組む。

## 3. 圏域

社会資源等の地域偏在等により市町村単独での取組が困難な場合、県は連携中枢都市圏とその他の地域を基にした下記の圏域を単位として、市町村の活動を推進し、担い手の育成の取組みを検討する。

| 圏域                         | 圏域の特徴等                            |
|----------------------------|-----------------------------------|
| ① 富山市、舟橋村、上市町、立山町          | 富山広域連携中枢都市圏として、従来から結び付きがある地域。     |
| ② 高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市 | 圏域内で、呉西地区成年後見センターを設けている地域。        |
| ③ 魚津市、滑川市、黒部市、入善町、朝日町      | 域内において、情報交換や担い手育成研修等で連携が行われている地域。 |

## 4. 様々な主体との連携

県は、家庭裁判所と連携し、市民後見人の選任及び運用に関する調整・連携を行うための体制を構築する。また、専門職団体との連携を通じて、支援体制の整備や研修講師の確保等を行い、地域連携ネットワークの強化を推進する。

## 5. 市民後見人の育成

### (1) 市町村による市民後見人養成研修の実施

市町村は、地域の実情に応じた担い手の確保・育成を図るため、市民後見人養成研修を実施する。小規模自治体等において研修の実施が困難な場合は、圏域単位での実施を検討する。

### (2) 県による市民後見人養成研修の実施

県は、国が示す市民後見人養成研修カリキュラムを参考に、県の実施にふさわしい内容について市町村と協議の上、市民後見人養成研修（以下「養成研修」という。）を実施する。

また、県が実施する養成研修と、各圏域又は市町村単独で実施する養成研修については、単位の互換性が認められるよう検討する。

市町村は、県が実施する養成研修の周知に努める。

### (3) 名簿の作成・管理

県及び市町村は、養成研修修了者の名簿を作成し、市民後見人の活動支援等に活用する体制を整備する。

### (4) 養成者の推薦・受任調整に関する方針

市町村は、養成研修修了者の推薦のあり方を検討したり、必要に応じて受任調整会議を開催したりするなど、受任までの調整を行う。

### (5) 中核機関等による相談・助言等の支援の促進

県が実施する市町村職員向け研修やアドバイザー派遣制度を活用し、中核機関が市民後見人からの相談に応じ、専門的な助言や支援を提供する体制を整備する。

## 6. 法人後見実施団体の育成

### (1) 新たな法人後見実施団体の参画の推進

県は、市町村社会福祉協議会による法人後見の実施を推進するとともに、市町村社会福祉協議会以外の新たな法人後見実施団体の参画を促進する。

### (2) 法人後見実施団体養成研修の実施

県は、国の周知する「法人後見実施のための研修カリキュラム」を参考に、法人後見実施団体養成研修を実施し、法人後見団体の立ち上げに必要な知識の取得を支援する。併せて、県内の社会福祉法人等に同研修を実施することを広く周知する。

市町村は、社会福祉協議会や市町村内の社会福祉法人等に対し研修の周知及び受講推奨を行う。

### (3) 法人後見実施団体連絡会

県は、法人後見実施団体の連絡会を実施し、法人の活動・支援状況の共有や勉強会の実施などに取り組めるよう支援する。

### (4) 法人後見団体の活動状況の把握

県は、法人後見実施団体養成研修や連絡会を通じて、法人後見実施団体の活動内容、受任実績及び課題を把握し、必要な支援策を検討する。

## 7. 成年後見人候補者等への活動支援

県は、養成研修修了者が法人後見支援員（以下「支援員」という。）として活動することを支援するため、法人後見実施団体を育成し、養成研修修了者に対する活躍の場創出と参画への周知を行う。

また、支援員及び市民後見人の継続的な活動を支援するため、知識・技術の向上や継続的な学びの機会の確保を目的としたフォローアップ研修の実施を検討する。

## 8. 法人後見と市民後見人等との協働体制構築の方針

県及び市町村は、法人後見と市民後見人等との協働体制の構築に努める。

#### 9.協議会

県は、成年後見制度及び権利擁護支援に関する協議会（以下協議会という）を設置し、担い手育成方針（以下、方針という。）や現状について、市町村や関係機関等との意見交換を行い、事業の効果的な施策につなげる。

#### 10.その他

協議会の意見や国の動向に対応しながら、随時必要な見直しを行い、本方針に掲げた目標の実現を目指す。